

●被合併法人、合併法人のいずれもが持分の定めのある社団医療法人の場合

(借方) 諸資産 ×××

(貸方) 諸負債 ×××

(貸方) 出資金 ×××

合併後も引き続き持分の定めのある社団医療法人となる場合は、受け入れる資産と負債の差額は、その受入価額をどのように決定するかに関わらず出資として捉えるべき性格のものである。本基準における出資の会計処理が、実際の出資額をもって出資金とすることから、貸借対照表の「出資金」の金額の、出資者毎の内訳比率が持分比率を示すものとはならない。このため、すべて「出資金」として処理すれば足りることとなる。なお、持分プーリング法を採用する場合には、純資産の部のすべてをそのまま引き継ぐこととなる。

●上記以外の場合

(借方) 諸資産 ×××

(貸方) 諸負債 ×××

(貸方) 設立等積立金 ×××

合併後の法人が財団医療法人又は持分の定めのない社団医療法人の場合は、受け入れる資産と負債の差額は、その受入価額の評価をどのように行うべきかに関わらず寄附として捉える性格のものである。しかし、事業体としての活動ではなく、事業体そのものの結合であるため、当期純利益に算入するのは適当ではなく、「設立時積立金」に直接計上する。なお、資産、負債のすべてについて簿価をそのまま引き継ぐ方法を採用する場合には、純資産の部のすべてをそのまま引き継ぐこととなる。

へ) 会計基準適用に伴う振替処理

法人の純資産が増加する場合、これを損益計算書の収益と捉えるか否かは、損益計算上の要諦であり、企業会計においては、一般原則に「資本取引・損益取引区分の原則」が置かれている。本基準においては、持分の定めのない法人類型には、資本概念がないため、この原則は置かれていない。また、現行の表示基準である様式通知及び社財規では、剰余金を資本剰余金と利益剰余金に区別しているが、本基準では、この概念を使用しておらず、すべて「積立金」という概念で

括ることとしたものである。これは、持分のない法人類型の資本剰余金概念が理論的に疑問のある中で、この概念を採用する根拠としていた財団医療法人の設立時の寄附金の法人税非課税の位置づけが平成20年度税制改正により、資本等の金額から、通常の収益を前提としつつ特段の定めによる益金不算入に変更されたためである。ただし、持分の定めのある社団医療法人の場合には、資本概念が存在しており、これを処理する項目として「出資金」を使用することとしている。また、基金制度を有する社団医療法人の劣後債務としての基金を処理する項目として「基金」を設け、公益法人会計と同様、純資産の部で処理することとした。なお、金融商品会計により損益計算を通さない時価評価処理を反映するための純資産項目として表出している「評価・換算差額等」については、本基準でもそのまま取り入れている。

本基準の適用に伴う法人類型別の振替処理は以下のとおりである。

●持分の定めのない医療法人

(借方) 資本剰余金 ××× (貸方) 設立等積立金 ×××
(借方) 繰越利益剰余金 ××× (貸方) 繰越利益積立金 ×××

改正前法令により設立された法人の会計基準適用前の貸借対照表で、「資本剰余金（資本準備金、資本積立金等）」となっているものは「設立時積立金」とする。利益剰余金となっているものは、〇〇積立金はそのまま変更せず、「繰越利益剰余金」は、「繰越利益積立金」とする。なお、基金拠出型法人の基金はそのまま「基金」とする。

●持分の定めのある社団法人（出資額限度法人を含む）

(借方) 資本金 ××× (貸方) 出資金 ×××
(借方) 繰越利益剰余金 ××× (貸方) 繰越利益積立金 ×××

改正前法令により設立された法人の会計基準適用前の貸借対照表で、「資本金」となっているものは「出資金」とする。利益剰余金となっているものは、〇〇積立金はそのまま変更せず、「繰越利益剰余金」は、「繰越利益積立金」とする。なお、本基準適用前の持分の払戻に係る会計処理の結果として特別の勘定科目が存在する場合は、繰越利益積立金と相殺し、残余がある場合には、「持分払戻差額積立金」とする。

(2) 収益費用の分類

現状の表示基準である「様式通知」では、収益費用を以下のように分類表示することとなっている。

収益は、事業収益、事業外収益、特別利益に3分類し、費用は、事業費用、事業外費用、特別損失、法人税等に4分類する。また、事業収益及び事業費用については、本来業務、附帯業務、収益業務に細分する。

この分類の具体的方法について、従来、統一的な明確な基準が示されているわけではないが、本基準においては、上記分類区分を踏襲した上で、注解12において、事業損益と事業外損益の区別については「施設等の会計基準では事業外損益とされている帰属が明確な付随的な収益又は費用についても、本基準の損益計算書上は、事業収益又は事業費用に計上するものとする。ただし、資金調達及び資金運用に係る費用収益は、事業損益に含めないこととする。」と明確にしたものである。この考え方は、現在の「社財規」の科目の説明にも以下のように示されている。

| | | |
|------------|----------|---|
| (本来業務事業損益) | 事業収益 | 定款又は寄附行為に記載の本来業務の施設に係る事業収益(当該施設に特定される資金運用に係る収益以外の付随的な収益を含む) |
| | 事業費用—事業費 | 定款又は寄附行為に記載の本来業務の施設に係る事業費用(当該施設に特定される資金調達に係る費用以外の付随的な費用を含む) |
| (附帯業務事業損益) | 事業収益 | 定款又は寄附行為に記載の附帯業務の施設又は事業に係る収益(附帯業務に特定される運営費補助金その他付随的な収益を含む) |
| | 事業費用 | 定款又は寄附行為に記載の附帯業務の施設又は事業に係る費用(附帯業務に特定される資金調達に係る費用以外の付随的な費用を含む) |

「はじめに」にあるとおり、本基準では、この区分を細分した勘定科目について、何も示しておらず、施設等の会計の基準を考慮して設定すべきこととされている。このため、病院会計準則を用いて中科目小科目を設定することが考えられる。注解15において、「中区分科目は、売上原価（当該医療法人の開設する病院等の業務に付随して行われる売店等及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務にかかるもの）、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用とする。」としているのは、病院会計準則が、医業費用の中区分として「材料費、給与費、委託費、設備関係費、研究研修費、経費、控除対象外消費税等」となっている点に対応し、設備関係費と控除対象外消費税等負担額（消費税等を税抜処理している場合のみ発生）は、通常「経費」に分類すれば足りるが、研究研修費は、上記分類上の経費のみではなく複合費となっていることが想定されることで、その他の費用の項目を別途設けている。

また、病院会計準則では、医業収益、医業費用という名称を使用し、たとえば、運営費補助金は、医業外収益にすべきこととしている。このように、病院単位の財務情報と医療法人全体の計算書類では、括りが異なる事態となってしまうため、決算組替に係る配慮が必要となる。

なお、社会医療法人の認定基準に、収益・費用の金額が関係するものがあるが、上記の計算書類における分類は、あくまで法人全体の損益の状況を示すためのものであるので、そのまま使用せずに、本来の趣旨に合致したものを別途検討することが望まれる。

（3）圧縮記帳

固定資産の取得に関連して、交換や収用等による既存の資産の譲渡等や補助金・負担金等の特定の収入に係る一定の収益が発生した場合に、当該収益と相殺されて法人税課税が直ちになされないための技法として、圧縮記帳が存在する。医療法人は、原則として法人税の課税法人なので、圧縮記帳についての配慮は当然に必要な。圧縮記帳に関連して、本基準の本文では特段の規定はないが、注解8「補助金等について」の中に「固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する」とされ、注解7「積立金について」の中に「固定資産圧縮積立金、特別償却準備金のように法人税法等の規定による積立金経理により計上するもの」という説明がある。また、注解21「その他の注記となるもの」

の例示として「補助金等に重要性がある場合の内訳並びに交付者、貸借対照表及び損益計算書への影響額」が掲げられている。

圧縮記帳の会計処理は、直接減額方式と積立金経理の二つが、医療法人の会計上認められるものであるが、圧縮記帳ができるすべての取引につき任意に選択できるわけではない。上記注解で明記されている補助金等の会計処理以外については、企業会計の取扱と同様に取引類型と会計処理が選択されることになる。

(4) 税効果会計

税効果会計は、損益計算書の税引前当期純損益から控除する法人税等の負担額について、法人税・住民税及び事業税の当該事業年度に係る申告額（過年度分の更正決定等による追徴税額がある場合には、これに含まれるが、重要性がある場合には、区分する）と一時差異等に係る税金の額を適切な事業年度に配分した結果としての法人税等調整額に区分して記載し、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額に係る税金の額は、将来の事業年度において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する方法である。

本基準本文では、特に掲記していないが、注解1「重要性の原則」の適用例に「税効果会計の適用に当たり、一時差異等の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とあること、注解21の「貸借対照表に関する注記のその他必要な事項となるもの」の例示として「繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳」が掲げられていることにより、企業会計と同様に税効果会計を考慮することが前提となっている。ただし、公益法人会計基準に準じて重要性のない場合の適用除外を掲記している。このため、中小規模の医療法人については、通常重要性はないものと想定され、実際の会計処理を行うことは少ないと考えられる。

なお、具体的な会計処理に当たっては、企業会計における税効果会計（税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）及び日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針等）に準ずることになるが、医療法人における社会保険診療報酬等の事業税の非課税及び社会医療法人が法人税上の収益事業のみに課税されることに関する取扱いは独自の課題として存在する。

(5) 金融商品会計

金融商品会計基準（平成11年1月22日企業会計審議会）により、企業会計で実施されている金融商品会計に関連して、本基準に掲記されている規定は以下のとおりである。

<基準 第2 貸借対照表 4 資産の貸借対照表価額>

満期日まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。

<基準 第2 貸借対照表 3 純資産の区分>

その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額は、評価・換算差額等に計上する。

<注解1 重要性の原則の適用について>

取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を採用しないことができる。

<注解9 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について>

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

<注解10 貸倒引当金について>

未収金、貸付金等の金銭債権のうち回収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、社会医療法人以外の前々会計年度の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

金融商品会計における金融商品とは、金融資産（現金預金、金銭債権、株式その他の有価証券、デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味債権等）と金融負債（金銭債務、デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味債務）である。これらの資産のうち、一定の範囲のものについて、取得原価ではなく、時価をもって

貸借対照表に計上することとしているとともに、評価損益も損益計算書に計上する場合と、計上せずに貸借対照表の純資産の部に直接計上するものとに区別している。医療法人においては、現行の法的又は行政的な規制により具現することが在り得ないものや、また、現実の業務運営において生じていない事象もあるが、本基準においては、規定の文言上現行では想定されないデリバティブ取引に係る契約に関わる繰延ヘッジ損益についても企業会計の取扱いと差異がないことを明確にするために表記されている。ただし、子会社株式及び関連会社株式は、企業会計の取り扱いでは、株式公開により時価が存する場合であっても、時価評価の対象からは除かれるため、同様であることを明記するためには、「満期日まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。」とすべきであるが、医療法人が株式会社の株式を保有して子会社及び関連会社とすることを認められていると誤解を生ずる恐れがあるため、あえて記載していない。同様に外貨建の注記においても「外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。」となるのが本来であるが、あえて「子会社株式及び関連会社株式」を使用せず、「原則として」という文言を挿入して他の基準と異なる取り扱いを想定しているものではないこととしている。よって、実務的には、金融商品会計の会計処理については、医療法人に馴染まない特異なものを除いて基本的に企業会計と同様に取り扱うこととなり、具体的な範囲や会計処理については、日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針」が公表されていることから、個別の会計処理はこれに従うこととなる。なお、重要性がない場合の例外事項として、満期保有目的債券の会計処理について、償却原価法を採用しないことができる旨の規定を公益法人会計基準に準じて掲記しているため、実際に償却原価法の会計処理を行うことはほとんどないものと想定される。

また、貸倒引当金の計上額は、金融商品会計基準に従い、債務者の財政状態及び経営成績に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更正債権等に分類しそれぞれ検討して算定することとなる。なお、社会医療法人以外の前々会計年度の負債総額が200億円未満の医療法人の特例は、中小企業の会計に関する指針と同様の取り扱いをしているものであり、原則として法人税上の金額をそのまま会計上の金額とすることができることとなっている。

(6) 退職給付会計

医療法人において、退職一時金又は退職年金を制度として導入している場合には、従事者の労働提供に対する対価がすでに発生しており、その費用や債務の認識において企業その他の組織と異なる点は存在しないこととなる。他の会計基準においても例外なく、退職給付に関する会計は導入されており、退職給付に関する会計をまったく導入しないことは、世間一般の評価に耐えられる基準とはなり得ないものと思われる。したがって、注解19にあるとおり原則として退職給付会計を導入し、具体的には「退職給付に係る会計（平成10年6月16日企業会計審議会）及び日本公認会計士協会から公表されている退職給付会計に関する実務指針等」によることとなる。ただし、注解19で以下の二つの例外的な取扱いを規定している。

- ①本基準適用に伴う新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本会計基準適用後15年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。
- ②社会医療法人以外の前々会計年度の負債総額が200億円未満の医療法人においては、上記企業会計の取扱いにおける簡便法適用要件を満たさない場合であっても、簡便法を適用することができる。

①は、企業会計で当初退職給付会計が導入された際の取り扱いである。②は中小企業の会計に関する指針を念頭においたものであり、年金数理計算が必要で事務的に煩雑な原則法による計算は、社会医療法人と大規模医療法人（会社法に合わせて負債総額が200億円以上の法人とした。）に適用する条件を満たすか否かの判定を要求することとし、それ以外の法人は、判定することなく、簡便法により計算することを容認することされている。また、原則法、簡便法に関わらず、退職給付会計を新たに導入した年度の退職給付引当金の期首残高と前年度末の貸借対照表の退職給与引当金の残高との差額は、当該年度の一括費用処理のほか、一定年数での分割費用処理が認められている。

なお、中小企業会計要領では、「自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額を基礎として、例えば、その一定割合を退職給付引当金として計上する方法が考えられます。」と記載されているが、本基準においては、この方法は許容

4 現行の省令、通知への影響

医療法人会計基準が制定されていない状況化で、企業会計に準じた概念及び用語を使用している現行の以下の省令、通知については、本基準に合わせて改正していただくことを前提として本基準が作成されている。それぞれの該当する項目を整理すると以下のとおりである。

○医療法施行規則

資本剰余金の概念を使用しないこととしたことにより、第30条の38（基金の返還）の規定のうち、返還限度額を計算する要素として「資本剰余金の価額」の掲記が不要となる。この結果、同様に資本概念のない一般社団法人の同趣旨の規定（一般社団法人又は一般財団法人に関する法律第141条）と同じになる。

○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

第三章第四節及び第五章純資産変動計算書の純資産の各規定について、企業会計に合わせて資本剰余金、利益剰余金という構成になっているが、この両概念を使用せず積立金とすることにより、再構成が必要になる。なお、理論的には、積立金はすべて利益剰余金となるため、この改正が、金融商品取引法上の開示との不整合となることはない。

第35条の「資本剰余金、利益剰余金及び・・・」を「積立金及び・・・」とする。

第36条を削除し、第37条を「積立金の区分表示」とし、注解7に準じて、たとえば以下のように内容を整理する。

積立金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該積立金を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 一 設立等積立金（医療法人の設立等に係る受贈益の金額及び持分の定めのある社団医療法人が持分の定めのない社団医療法人へ移行した場合に受贈益に準ずるものとして純資産の振替を行った金額）
- 二 代替基金（基金（医療法施行規則第三十条の三十七に規定する基金をいう。）の返還に伴い、代替基金として計上された基金に相当する額をいう。）
- 三 特定目的積立金（理事会又は社員総会の決議に基づき設定した積立金で、当該設定目的を示す科目をもって掲記しなければならない。）
- 四 繰越利益積立金

あわせて、様式第二号の純資産の科目表示及び様式第四号の純資産の内訳を表示する列の記載を整合させる。

別表1 貸借対照表に係る科目の説明の「役職員等長期貸付金」の摘要の中で「・・・当初の契約において1年を超えて受取期限の到来・・・」となっているが、流動資産・固定資産を区分する1年基準の適用から「・・・貸借対照表日から1年を超えて受取期限の到来・・・」とする。

○医療法人における事業報告書等の様式について

資本金、資本剰余金、利益剰余金の概念を使用せず、内訳表示は1段階のみに整理したため、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4の純資産の部の構成が以下のとおり改定される。

「資本金」を「出資金」とする。

「資本剰余金」を削除する。

「利益剰余金」を「積立金」とする。

また、項目の掲載順序を変更する。

「基金」の掲載箇所を「出資金」と「積立金」の間とする。

利益剰余金の内訳が、2段階表示となっていたものを、積立金の1段階並列とし、以下のとおりとする。

「代替基金」「設立等積立金」「〇〇積立金」「繰越利益積立金」

5 病院会計準則適用ガイドラインについて

病院会計準則は、平成16年の改正により、その位置づけを病院単位の財務情報に係るものであることに純化したため、開設主体の会計基準の存在を意識した実務上の取扱いが必要となった。このため、病院会計準則適用ガイドライン（平成16年9月10日医政発第0910002号厚生労働省医政局長通知）が発せられ、開設主体の会計基準において、病院会計準則と異なる会計処理等については、下記のいずれかにより取り扱うこととされている。

- 病院会計準則に準拠した財務諸表を別途作成する。
- 精算表を利用して組みかえる。
- 開設主体の会計基準に従った財務諸表に、病院会計準則との違いを明らかにした情報を「比較のための情報」として注記する。

上記、通知の源である「開設主体別病院会計準則適用に関する調査・研究平成15年度総括研究報告書（厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業；主任研究者会田一雄慶応義塾大学総合政策学部教授）」では、具体的な適用に関する開設主体別の説明が記述されており、医療法人について、以下のとおりとなっている。

医療法人の会計は、医療法における届出義務において、財務諸表の種類が定められているにすぎず、具体的な会計基準は存在しない。別途研究事業において、医療法人会計基準の制定に関する研究が進んでおり、近い将来制定が予想される。

医療法人会計基準は、医療法人全体の会計に関する基準である。医療法人会計基準においては、病院会計準則との整合性を考慮した上で制定されることが予定されているため、病院部分の会計について病院会計準則の適用をそのまま行うことで、全体の会計にも整合することとなる。よって、適用ガイドラインは、医療法人については特段必要となる項目はない。

本基準は、上記記述における「医療法人会計基準」としての位置づけにより、検討されたものである。しかしながら、上記研究報告のうち医療法人に関する説明において言及している医療法人会計基準の制定に関する研究結果は、次の事項を必要条件として上記のように結論付けられている。

- 病院会計準則の改正に整合させるべく、介護老人保健施設会計・経理準則をはじめとした医療法人に係る施設等に係る会計の基準の改正を行うこと

●財務諸表の範囲を見直し、医療法を改正すること

しかし、現状では、これらの必要条件が満たされていないことに加え、財務諸表の閲覧制度の導入や業務範囲の拡大・多様化といった医療法人制度の抜本改革が行われている。この結果、医療法人会計基準は、病院会計準則との整合性を完全に有するものとはなり得ないこととなった。このため、他の開設主体と同様、すでに制定されている病院会計準則適用ガイドラインが活かされることとなる。適用における具体的項目は以下のとおりである。

①損益計算書の区分（ガイドライン4-3）

本基準においては、病院会計準則では、医業外損益とされている付随的な収益費用を事業損益としている。このため、病院を開設する医療法人につき、病院単位の財務諸表では、医業外としていたものを医療法人全体の財務諸表作成に当たっては、事業収益又は事業費用に組替えるか、当初から事業（医業）収益又は事業（医業）費用として処理し、病院単位の財務諸表では、その旨と金額を注記して、病院会計準則に従った損益も判るようにすることとなる。

②消費税の会計処理（ガイドライン4-4）

本基準においては、消費税の会計処理方法について特に定めはなく、税抜方式・税込方式の選択適用が認められている。病院会計準則では、税抜方式に統一しているため、税込方式を採用する場合には、病院単位の財務諸表において、その影響額を算出して注記することで対応する。

③補助金の会計処理（ガイドライン3-5）

本基準では、施設設備に係る補助金につき圧縮記帳をすることとしている。これに対して病院会計準則では、負債に計上した上で、減価償却に応じて医業外収益に計上することされている。この結果、病院単位の財務諸表でも圧縮記帳した損益計算書と貸借対照表を作成した場合には、各段階利益と貸借対照表の各区分に病院会計準則との相違が生ずるのでこの影響について注記することで対応する。

④退職給付債務等の会計処理（ガイドライン3-9）

本基準では、適用時差異についても初年度一括費用処理ではなく、一定年数での分割費用計上を認めている。この結果、病院単位の財務諸表で、このような処理を行う場合には、各段階利益と貸借対照表の各区分に病院会計準則との相違が

生ずるのでこの影響について注記することで対応する。

⑤リース資産の会計処理（ガイドライン3-10）

本基準では、ファイナンス・リースについても賃貸借処理をすることが認められているものがある。この結果、病院単位の財務諸表で、このような処理を行う場合には、各段階利益と貸借対照表の各区分に病院会計準則との相違が生ずるのでこの影響について注記することで対応する。

⑥特別償却と税効果会計

本基準では、一時差異に重要性が無い場合には、税効果会計を適用しないことができることとされている。また、特別償却についても、その金額に重要性がない場合には、正規の減価償却に含めて計上することができる。病院会計準則では、このような重要性に係る具体的な規定はないが、重要性についてはあくまでも例示であることから病院単位の財務諸表でこのような処理をした場合であっても特段の注記は必要ないと考えられる。

6 本報告を前提とした計算書類のイメージ

本報告を前提とした財務諸表（計算書類）の体系は、以下のとおりとなる。

<社会医療法人債発行法人>

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|---|---------|
| 財産目録 貸借対照表 損益計算書 純資産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 重要な会計方針に関する記載その他財務諸表に関する注記*1*2*3（注2） 附属明細表（注1） | |

<社会医療法人（社会医療法人債発行法人を除く）>

注記表情報を単独の財務諸表（計算書類）として取り扱う場合

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|------------------------|--|
| 財産目録 貸借対照表 損益計算書 | 純資産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 附属明細表（注1） 注記表*1*2（注2） |

上記以外

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|------------------------|-----------------------|
| 財産目録 貸借対照表 損益計算書 | 注記表*1*2*4*5*6 （注2） |

<病院又は介護老人保健施設を開設する社会医療法人以外の医療法人>

注記表情報を単独の財務諸表（計算書類）として取り扱う場合

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|--------|-----------|
| 財産目録 | 純資産変動計算書 |
| 貸借対照表 | 附属明細表（注1） |
| 損益計算書 | 注記表*1（注2） |

上記以外

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|--------|---------------|
| 財産目録 | 注記表*1*5*6（注2） |
| 貸借対照表 | |
| 損益計算書 | |

<診療所のみ開設する医療法人>

| 一般閲覧対象 | 一般閲覧対象外 |
|------------|-----------------|
| 財産目録 | 注記表*1*5*6*7（注2） |
| 貸借対照表（簡易版） | |
| 損益計算書（簡易版） | |

（注1）附属明細表の構成

有価証券明細表、有形固定資産等明細表、
 社会医療法人債明細表、借入金等明細表、
 引当金明細表、事業費用明細表

（注2）注記表の構成

- *1 すべての法人を対象とした情報
- *2 社会医療法人限定（関連当事者、収益業務）情報
- *3 社会医療法人債発行法人のみが注記事項となっている項目
- *4 キャッシュ・フロー情報
- *5 純資産変動情報
- *6 附属明細表対象情報
- *7 中小法人の貸借対照表、損益計算書が簡易版となっているための補足情報

なお、貸借対照表は、持分の定めのある社団医療法人と持分の定めのない医療法人は別様式であるが、その違いは、純資産の部の項目が異なる点のみである。

本報告の基準は、作成基準であり、様式等を包含していない。また、現行の省令、通知の様式を前提として全体の財務情報を組み立てることとしているため、一覧性のある計算書類イメージを抱きにくいことが推察される。そこで、以下のとおり、上記のうち、二つの類型について参考までに全体のイメージを示すこととした。

○病院を開設する持分の定めのある社団医療法人

財産目録

損益計算書

貸借対照表

注記表

＜参考＞として、社会医療法人以外は任意となっているものもあわせて記載

○診療所のみ開設する持分の定めのある社団医療法人

財産目録

損益計算書

貸借対照表

注記表

(注) 「はじめに」に記載したとおり、本報告は一人医師医療法人についてまで適用することを前提として取り纏めたものではないが、任意に適用する場合の便宜のため本類型のイメージを掲載するものである。

〔病院開設持分あり医療法人の計算書類イメージ〕

様式 2

法人名 医療法人社団〇〇会 ※医療法人整理番号

所在地 ××県△△市□□1丁目2番地

財 産 目 録

(平成XX年 3月31日現在)

| | |
|------------|---------------|
| 1. 資 産 額 | 17,433,541 千円 |
| 2. 負 債 額 | 15,971,522 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 1,462,019 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|------------|
| A 流 動 資 産 | 1,728,187 |
| B 固 定 資 産 | 15,705,354 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 17,433,541 |
| D 負 債 合 計 | 15,971,522 |
| E 純 資 産 (C - D) | 1,462,019 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団〇〇会 ※医療法人整理番号
 所在地 ××県△△市□□1丁目2番地

損 益 計 算 書
 (自 平成XX年 4月 1日 至 平成XX年 3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|----------|------------|
| I 事業損益 | | |
| A 本来業務事業損益 | | |
| 1 事業収益 | | 14,629,138 |
| 2 事業費用 | | 14,213,358 |
| 本来業務事業利益 | | 415,780 |
| B 附帯業務事業損益 | | |
| 1 事業収益 | | 225,642 |
| 2 事業費用 | | 252,023 |
| 附帯業務事業損失 | | △ 26,381 |
| 事業利益 | | 389,399 |
| II 事業外収益 | | |
| 受取利息 | 212 | 212 |
| III 事業外費用 | | |
| 支払利息 | 292,667 | 292,667 |
| 經常利益 | | 96,944 |
| IV 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 23,162 | 23,162 |
| V 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 36,472 | |
| 固定資産除却損 | 42,600 | 79,072 |
| 税引前当期純利益 | | 41,034 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 35,826 | |
| 法人税等調整額 | △ 21,345 | 14,481 |
| 当期純利益 | | 26,553 |

様式 3-1

法人名 医療法人社団〇〇会 ※医療法人整理番号
 所在地 ××県△△市□□1丁目2番地

貸 借 対 照 表
 (平成XX年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|------------|---------------------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流動資産 | 1,728,187 | I 流動負債 | 4,430,199 |
| 現金及び預金 | 706,877 | 買掛金 | 247,582 |
| 事業未収金 | 742,637 | 短期借入金 | 352,000 |
| 未収入金 | 22,615 | 1年以内返済予定長期借入金 | 2,309,479 |
| たな卸資産 | 55,048 | 未払金 | 574,964 |
| 前払費用 | 46,303 | 未払費用 | 338,066 |
| 繰延税金資産 | 151,679 | 未払法人税等 | 35,826 |
| その他の流動資産 | 3,028 | 未払消費税等 | 16,077 |
| II 固定資産 | 15,705,354 | 預り金 | 101,737 |
| 1 有形固定資産 | 13,385,292 | 賞与引当金 | 433,367 |
| 建物 | 7,453,412 | その他の流動負債 | 21,101 |
| 構築物 | 96,287 | II 固定負債 | 11,541,323 |
| 医療用器械備品 | 723,462 | 長期借入金 | 9,191,648 |
| その他の器械備品 | 619,687 | 退職給付引当金 | 2,101,067 |
| 車両及び船舶 | 11,086 | その他の固定負債 | 248,608 |
| 土地 | 4,479,206 | | |
| 建設仮勘定 | 2,152 | | |
| 2 無形固定資産 | 765,722 | 負債合計 | 15,971,522 |
| 借地権 | 421,942 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 343,583 | 科 目 | 金 額 |
| 施設利用権 | 197 | I 出資金 | 11,270 |
| 3 その他の資産 | 1,554,340 | II 積立金 | 1,514,346 |
| 投資有価証券 | 578,022 | 1 繰越利益積立金 | 1,514,346 |
| 保証金 | 205,851 | III 評価・換算差額等 | △ 63,597 |
| 繰延税金資産 | 769,618 | その他有価証券評価差額金 | △ 63,597 |
| 長期前払費用 | 414 | | |
| その他の固定資産 | 435 | 純資産合計 | 1,462,019 |
| 資産合計 | 17,433,541 | 負債・純資産合計 | 17,433,541 |

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項の注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② たな卸資産

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物付
属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

| | |
|----------|--------|
| 建物 | 8年～39年 |
| 構築物 | 2年～55年 |
| 医療用器械備品 | 3年～8年 |
| その他の器械備品 | 4年～15年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ております。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能
期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における
貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収

可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

(4) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の増減及びその残高

| 資産の種類 | | 前期末 残高 (千円) | 当期 増加額 (千円) | 当期 減少額 (千円) | 当期末 残高 (千円) | 当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差 引 当期末残高 (千円) |
|----------------------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------------|---------------|----------------------|
| 有形 固定 資産 | 建 物 | 17,023,883 | 84,430 | 150,969 | 16,957,344 | 9,503,932 | 383,639 | 7,453,412 |
| | 構 築 物 | 387,284 | 1,921 | 17,736 | 371,469 | 275,182 | 6,687 | 96,287 |
| | 医療用器械備品 | 4,472,305 | 178,914 | 247,199 | 4,404,020 | 3,680,558 | 197,161 | 723,462 |
| | その他の器械備品 | 1,911,859 | 51,150 | 62,500 | 1,900,509 | 1,280,822 | 158,722 | 619,687 |
| | 車両及び船舶 | 99,058 | — | — | 99,058 | 87,972 | 4,564 | 11,086 |
| | 土 地 | 4,591,717 | — | 112,511 | 4,479,206 | | | 4,479,206 |
| | 建設仮勘定 | 45,313 | — | 43,161 | 2,152 | | | 2,152 |
| | 計 | 28,531,419 | 316,415 | 634,076 | 28,213,758 | 14,828,466 | 750,773 | 13,385,292 |
| 無形 固定 資産 | 借 地 権 | 421,942 | — | — | 421,942 | | | 421,942 |
| | ソフトウェア | 454,841 | 16,827 | — | 471,668 | 128,085 | 94,334 | 343,583 |
| | 施設利用権 | 289 | — | — | 289 | 92 | 46 | 197 |
| | 計 | 877,072 | 16,827 | — | 893,899 | 128,177 | 94,380 | 765,722 |
| そ の 他 の 資 産 | 投資有価証券 | 512,458 | 131,279 | 65,715 | 578,022 | | | 578,022 |
| | 保 証 金 | 205,851 | — | — | 205,851 | | | 205,851 |
| | 繰延税金資産 | 771,306 | — | 1,688 | 769,618 | | | 769,618 |
| | 長期前払費用 | 462 | — | — | 462 | 48 | 24 | 414 |
| | その他の固定資産 | 425 | 10 | — | 435 | | | 435 |
| | 計 | 1,490,502 | 131,289 | 67,403 | 1,554,388 | 48 | 24 | 1,554,340 |

(2) 引当金の増減及びその残高

| 区 分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 33,848 | 18,666 | — | 14,486 | 38,028 |
| 賞与引当金 | 398,255 | 433,367 | 398,255 | — | 433,367 |
| 退職給付引当金 | 2,075,194 | 304,334 | 278,461 | — | 2,101,067 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額であります。

(3) 借入金（社会医療法人債、医療機関債を含む。）等の増減

【借入金等の明細】

| 科 目 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-----------------------------|
| 短期借入金 | 412,000 | 352,000 | 1.5 | — |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 1,776,204 | 2,309,479 | 2.5 | — |
| 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。） | 9,793,491 | 9,191,648 | 2.5 | 平成XX年XX月XX日～ 平成XX年XX月XX日 |
| 合 計 | 11,981,695 | 11,853,127 | — | — |

※「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(4) 有価証券の内訳

【その他】

| 種 類 及 び 銘 柄 | | 投資口数等 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------|------------------|---------|----------------------|
| 投 資 有 価 証 券 | そ の 他 有 価 証 券 | XX銀行(株) | 100,000 株 342,422 |
| | | (株)〇〇製薬 | 84,000 株 235,600 |
| | | 小 計 | 578,022 |
| 計 | | | 578,022 |

(5) 担保に供している資産

【担保に供している資産】

| 科 目 | 金 額 (千円) |
|-----|-------------|
| 建 物 | 5,537,724 |
| 土 地 | 3,034,373 |
| 計 | 8,572,097 |

【担保に係る債務】

| 科 目 | 金 額 (千円) |
|-----------------------|-------------|
| 短期借入金 | 352,000 |
| 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 11,501,127 |
| 計 | 11,853,127 |

(6) 債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高

| 科 目 | 債権金額 (千円) | 貸倒引当金残高 (千円) | 貸借対照表残高 (千円) |
|---------|--------------|-----------------|-----------------|
| 事業未収金 | 754,155 | 11,518 | 742,637 |
| 破産更正債権等 | 26,510 | 26,510 | — |
| 計 | 780,665 | 38,028 | 742,637 |

(7) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

| 科 目 | リース料総額 (千円) | 未経過リース料 (千円) |
|---------|----------------|-----------------|
| 医療用器械備品 | 824,264 | 375,618 |
| 計 | 824,264 | 375,618 |

(8) 偶発債務

【訴訟案件】

平成XX年から平成XX年にかけて当法人にて治療を行っていた患者から、治療中の過誤により脳機能障害が発生したとする損害賠償請求訴訟（請求額 540 百万円）が、平成XX年〇〇月△△日付で、XX地方裁判所において提起されている。

(9) その他

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生は、賞与引当金及び退職給付引当金の否認額であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業費用の内訳

| 区 分 | 本来業務 事業費用 (千円) | 附帯業務 事業費用 (千円) | 計 (千円) |
|-----------|----------------------|----------------------|------------|
| 材 料 費 | 2,735,680 | 3,828 | 2,739,508 |
| 給 与 費 | 7,633,808 | 213,935 | 7,847,743 |
| 委 託 費 | 1,140,218 | 4,938 | 1,145,156 |
| 経 費 | 2,638,623 | 29,062 | 2,667,685 |
| (内、減価償却費) | (840,749) | (4,404) | (845,153) |
| その他事業費用 | 65,029 | 260 | 65,289 |
| 計 | 14,213,358 | 252,023 | 14,465,381 |

(2) 控除対象外消費税等の金額

控除対象外消費税等の金額 251,413 千円

4. 純資産の増減に関する注記

| | 出資金 | 積立金 | | 当期純利益 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|----------------------------|--------|-----------|-----------|---------|--------------|-----------|-----------|
| | | 繰越利益積立金 | 積立金合計 | | その他有価証券評価差額金 | 評価換算差額等合計 | |
| 平成 XX 年 3 月 31 日残高 (千円) | 11,270 | 1,487,793 | 1,487,793 | 0 | △83,550 | △83,550 | 1,415,513 |
| 当会計年度の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 0 | 26,553 | | | 26,553 |
| 振替額 | | 26,553 | 26,553 | △26,553 | | | 0 |
| その他の当会計年度の変動額 | | | 0 | | 19,953 | 19,953 | 19,953 |
| 当会計年度の変動額合計 (千円) | 0 | 26,553 | 26,553 | 0 | 19,953 | 19,953 | 46,506 |
| 平成 XX 年 3 月 31 日残高 (千円) | 11,270 | 1,514,346 | 1,514,346 | 0 | △63,597 | △63,597 | 1,462,019 |

《参 考》

5. キャッシュ・フローの状況に関する注記

(1) 当該会計年度のキャッシュ・フローの金額

| 項 目 | 金 額 (千円) |
|------------------|-------------|
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 745,061 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △914,235 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △128,568 |

(2) 現金及び現金同等物の前期末及び当期末残高

| 科 目 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) |
|--------|---------------|---------------|
| 現金及び預金 | 1,004,619 | 706,877 |
| 計 | 1,004,619 | 706,877 |

6. 関連当事者に関する注記

(1) 法人である関連当事者

| 種 類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の 内 容 | 議決権 の所有 割 合 | 関連当 事者と の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科 目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|----|-------------|--------------|------------|-------------------|-------------------|------------|--------------|-----|--------------|
| 役員が支配している法人 | 株A | XX 県 〇〇市 | 632,850 | 医薬品の卸 | 0% | 医薬品 の購入 | 医薬品 の購入 | 1,518,844 | 買掛金 | 126,570 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場実勢を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いであります。

(2) 個人である関連当事者

| 種 類 | 氏 名 | 職 業 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科 目 | 期末残高 (千円) |
|-----------|-------|--------|---------------|--------|--------------|------|--------------|
| 役員及びその近親者 | XX XX | 当法人理事長 | 不動産の賃借 | 賃借料の支払 | 19,572 | 前払費用 | 1,631 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 不動産の賃借料は、不動産の時価に基づき決定しております。

| 〔診療所のみ開設持分あり医療法人〕 | | | |
|-----------------------------|--|-----------|-----------|
| 様式 2 | | | |
| 法人名 | 医療法人社団〇〇会 | ※医療法人整理番号 | |
| 所在地 | ××県△△市□□1丁目2番地 | | |
| 財 産 目 録 | | | |
| (平成XX年 3月31日現在) | | | |
| | 1. 資 産 額 | | 78,644 千円 |
| | 2. 負 債 額 | | 40,386 千円 |
| | 3. 純 資 産 額 | | 38,258 千円 |
| (内 訳) | | (単位：千円) | |
| 区 分 | | 金 額 | |
| A 流 動 資 産 | | 44,761 | |
| B 固 定 資 産 | | 33,883 | |
| C 資 産 合 計 (A + B) | | 78,644 | |
| D 負 債 合 計 | | 40,386 | |
| E 純 資 産 (C - D) | | 38,258 | |
| 土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。 | | | |
| 土 地 | <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借) | | |
| 建 物 | <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借) | | |

| 科 | | 目 | | 金 額 | |
|-------------------------------|--|----------|--|-----------|--|
| 様式 4 - 1 | | | | | |
| 法人名 医療法人社団〇〇会 | | | | ※医療法人整理番号 | |
| 所在地 ××県△△市□□1丁目2番地 | | | | | |
| 損 益 計 算 書 | | | | | |
| (自 平成XX年 4月 1日 至 平成XX年 3月31日) | | | | | |
| (単位：千円) | | | | | |
| I 事業損益 | | | | | |
| A 本来業務事業損益 | | | | | |
| 1 事業収益 | | | | 146,291 | |
| 2 事業費用 | | | | 141,657 | |
| | | 事業利益 | | 4,634 | |
| II 事業外収益 | | | | 101 | |
| III 事業外費用 | | | | 629 | |
| | | 経常利益 | | 4,106 | |
| IV 特別利益 | | | | 0 | |
| V 特別損失 | | | | 610 | |
| | | 税引前当期純利益 | | 3,496 | |
| | | 法人税等 | | 1,119 | |
| | | 当期純利益 | | 2,377 | |

| 様式 3 - 1 | | | |
|-----------------|--------|----------------|-----------|
| 法人名 | | 医療法人社団〇〇会 | ※医療法人整理番号 |
| 所在地 | | ××県△△市□□1丁目2番地 | |
| 貸 借 対 照 表 | | | |
| (平成XX年 3月31日現在) | | | |
| (単位：千円) | | | |
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流動資産 | 44,761 | I 流動負債 | 24,404 |
| II 固定資産 | 33,883 | II 固定負債 | 15,982 |
| 1 有形固定資産 | 20,996 | 負債合計 | 40,386 |
| 2 無形固定資産 | 3,466 | 純資産の部 | |
| 3 その他の資産 | 9,421 | 科 目 | 金 額 |
| | | I 出資金 | 10,000 |
| | | II 積立金 | 28,258 |
| | | 1 繰越利益積立金 | 28,258 |
| | | 純資産合計 | 38,258 |
| 資産合計 | 78,644 | 負債・純資産合計 | 78,644 |

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項の注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ・ たな卸資産
最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産
定率法（但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法）
- ② 無形固定資産
定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
法人税法における貸倒引当金の繰入限度額
- ② 賞与引当金
支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額

(4) 消費税等の会計処理方法

税込方式

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産及び負債の科目別内訳

【資産の部】

| 科 目 | 金 額 (千 円) |
|------------|--------------|
| I 流動資産 | 44,761 |
| 現金及び預金 | 23,689 |
| 事業未収金 | 18,396 |
| 貸倒引当金 | △110 |
| その他の流動資産 | 2,786 |
| II 固定資産 | 33,883 |
| 1 有形固定資産 | 20,996 |
| 建物 | 7,453 |
| 医療用器械備品 | 7,235 |
| その他の器械備品 | 6,197 |
| その他の有形固定資産 | 111 |
| 2 無形固定資産 | 3,466 |
| ソフトウェア | 3,436 |
| その他の無形固定資産 | 30 |
| 3 その他の資産 | 9,421 |
| 保証金 | 9,413 |
| その他の固定資産 | 8 |
| 資産合計 | 78,644 |

【負債の部】

| 科 目 | 金 額 (千 円) |
|---------------|--------------|
| I 流動負債 | 24,404 |
| 買 掛 金 | 2,476 |
| 短期借入金 | 3,520 |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 3,196 |
| 未 払 金 | 5,750 |
| 未 払 費 用 | 3,381 |
| 預 り 金 | 1,017 |
| 賞 与 引 当 金 | 4,334 |
| その他の流動負債 | 730 |
| II 固定負債 | 15,982 |
| 長期借入金 | 15,982 |
| 負債合計 | 40,386 |

(2) 固定資産の増減及びその残高

| 資 産 の 種 類 | | 前期末 残 高 (千円) | 当 期 増 加 額 (千円) | 当 期 減 少 額 (千円) | 当期末 残 高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円) | 当 期 償 却 額 (千円) | 差引当期 末 残 高 (千円) |
|----------------|------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 有形 固定 資産 | 建 物 | 16,957 | — | — | 16,957 | 9,504 | 1,384 | 7,453 |
| | 医療用器械備品 | 44,723 | 1,789 | 2,472 | 44,040 | 36,805 | 3,972 | 7,235 |
| | その他の器械備品 | 19,118 | 512 | 625 | 19,005 | 12,808 | 1,587 | 6,197 |
| | その他の有形固定資産 | 991 | — | — | 991 | 880 | 46 | 111 |
| | 計 | 81,789 | 2,301 | 3,097 | 80,993 | 59,997 | 6,989 | 20,996 |
| 無形 固定 資産 | ソフトウェア | 4,549 | 168 | — | 4,717 | 1,281 | 943 | 3,436 |
| | その他の無形固定資産 | 30 | — | — | 30 | 0 | 0 | 30 |
| | 計 | 4,579 | 168 | — | 4,747 | 1,281 | 943 | 3,466 |
| その 他の 資産 | 保 証 金 | 9,322 | 91 | — | 9,413 | | | 9,413 |
| | その他の固定資産 | 8 | — | — | 8 | 0 | 0 | 8 |
| | 計 | 9,330 | 91 | — | 9,421 | 0 | 0 | 9,421 |

(3) 引当金の増減及びその残高

| 区 分 | 前期末 残 高 (千円) | 当 期 増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (そ の 他) (千円) | 当期末 残 高 (千円) |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------|
| 貸 倒 引 当 金 | 100 | 110 | — | 100 | 110 |
| 賞 与 引 当 金 | 3,983 | 4,334 | 3,983 | — | 4,334 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額。

(4) 借入金(社会医療法人債、医療機関債を含む。)等の増減

【借入金等の明細】

| 科 目 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-----------------------------|---------------|---------------|-------------|-----------------------------|
| 短 期 借 入 金 | 2,920 | 3,520 | 1.5 | — |
| 1 年以内に返済予定 の長期借入金 | 3,196 | 3,196 | 2.5 | — |
| 長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。) | 19,178 | 15,982 | 2.5 | 平成XX年XX月XX日～ 平成XX年XX月XX日 |
| 合 計 | 25,294 | 22,698 | — | — |

※「平均利率」は、借入金等の期末残高に対する加重平均利率。

(5) 担保に供している資産

【担保に供している資産】

| 科 目 | 金 額 (千円) |
|-----|-------------|
| 建 物 | 7,453 |
| 計 | 7,453 |

(6) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

| 科 目 | リース料総額 (千円) | 未経過リース料 (千円) |
|---------|----------------|-----------------|
| 医療用器械備品 | 8,243 | 3,756 |
| 計 | 8,243 | 3,756 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業費用の内訳

| 区 分 | 金 額 (千円) |
|---------|-------------|
| 材 料 費 | 27,357 |
| 給 与 費 | 76,338 |
| 委 託 費 | 11,402 |
| 経 費 | 25,910 |
| その他事業費用 | 650 |
| 計 | 141,657 |

(2) 事業外収益及び事業外費用の主要な費目の内容及び金額

【事業外収益】

| 科 目 | 金 額 (千 円) |
|---------------|--------------|
| 受 取 利 息 | 101 |
| 事 業 外 収 益 合 計 | 101 |

【事業外費用】

| 科 目 | 金 額 (千 円) |
|---------------|--------------|
| 支 払 利 息 | 609 |
| 雑 損 失 | 20 |
| 事 業 外 費 用 合 計 | 629 |

(3) 特別損失の主要な費目の内容及び金額

【特別損失】

| 科 目 | 金 額 (千 円) |
|---------------|--------------|
| 固 定 資 産 除 却 損 | 610 |
| 特 別 損 失 合 計 | 610 |

(4) 控除対象外消費税等の金額

控除対象外消費税等の金額 2,514 千円

4. 純資産の増減に関する注記

| | 出 資 金 | 積 立 金 | | 当 期 純利益 | 純資産 合 計 |
|----------------------------|--------|-------------|------------|------------|------------|
| | | 繰越利益 積立金 | 積立金 合 計 | | |
| 平成 XX 年 3 月 31 日残高 (千円) | 10,000 | 25,881 | 25,881 | 0 | 35,881 |
| 当会計年度の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 0 | 2,377 | 2,377 |
| 振替額 | | 2,377 | 2,377 | △ 2,377 | 0 |
| 当会計年度の変動額合計 (千円) | 0 | 2,377 | 2,377 | 0 | 2,377 |
| 平成 XX 年 3 月 31 日残高 (千円) | 10,000 | 28,258 | 28,258 | 0 | 38,258 |

四病院団体協議会 会計基準策定小委員会

〈委員名簿〉

委員 長 公認会計士 五十嵐邦彦
委員 公認会計士 石井孝宜
委員 公認会計士 田中治樹
委員 公認会計士 長光雄
委員 公認会計士 西田大介

〈開催実績〉

第1回 平成25年4月2日
第2回 平成25年6月20日
第3回 平成25年7月25日
第4回 平成25年8月22日
第5回 平成25年9月13日
第6回 平成25年10月31日
第7回 平成25年11月28日
第8回 平成26年1月6日